



2025. 10

季刊情報誌

NEWSLETTER

泛華偉業知識產權



目次



泛華偉業知識産権



表紙 | 泛華偉業オフィスビルの内観

泛華偉業知識産権は、北京泛華偉業知識産権代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、專利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。



2025.10

季刊情報誌

03 業界観察

- 国家知識産権局、人工知能技術を活用した特許審査水準の向上を模索
- 中国本土の特許快速予備審査サービスの対象が香港の出願人まで拡大
- 国家知識産権局が「商標登録出願快速審査弁法」を改正
- 「著作権事業の高品質発展の加速化に関する意見」が公布・施行
- 「民営経済促進法」の知的財産権関連政策が順次実施へ

08 サービスソリューション

- 「標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン」の分析と評価：革新と競争のバランスを探る

15 典型案例紹介

- 中国国家知識産権局、2024年度の商標異議・審判典型事例を発表(下)

19 実務動向

- 中国特許出願の遅延審査手続き

20 当社ニュース

- Panawell、北京商標協会30周年記念式典に参加し団体栄誉賞を受賞
- 当社チーム、渡日し2025年AIPPI世界知的財産権大会に参加

国家知識産権局、人工知能技術を活用した特許審査水準の向上を模索

このほど、国家知識産権局は2025年6月の定例記者会見および「第14次五カ年計画」の高度な達成に関する一連の記者会見において、人工知能技術を活用した特許審査水準の向上に関する同局の取り組みを紹介した。

2022年より、国家知識産権局は特許スマート審査・検索システムの構築を開始し、AIのアップグレード具合に合わせて、システム機能の継続的な改善を進めてきた。2023年1月には新しい審査システムが正式に稼働し、オンライン翻訳、図形認識、スマート比較などの機能を実現し、審査官が機械的な反復作業を減らし、審査の専門的問題に集中できる環境を整えることで、審査の品質向上と効率化を促進している。

大規模言語モデル技術の発展に伴い、国家知識産権局は直ちに同技術の応用研究を開始し、特許審査の5つの業務シナリオを選定して検証作業を行い、「プラットフォーム+モジュール」方式で柔軟かつ拡張可能なスマート審査システムアーキテクチャを構築した。今年7月初旬には、大規模言語モデル検索、AI学術アシスタント、AI法律アシスタントなど複数のモジュールが正式に稼働し、現在システム全体は安定して稼働しており、良好な効果を上げている。

特許検索の面では、検索専用に学習させた大規模言語モデルを導入し、テストを行った結果、引用文献の検出率が大幅に向上し、さらに検索時間が短縮され、作業効率が向

上したことが確認された。技術理解支援の面では、科学技術文献サービス機関と連携し、自然言語対話の方式で審査官に出願書類に関連する技術知識を提供することで、審査官が技術背景を理解し、発展の経緯を把握し、審査プロセスを加速させるよう支援している。法律適用の面では、法令、指導判例、研修教材などのリソースを統合した専門知識データベースを構築し、大規模言語モデルのスマート質疑応答と論理的推論を通じて、法条検索、判例解析などの機能を実現し、それによって、審査官の法律適用能力を強化し、合理的な審査結論を下すための法的裏付けを提供している。

また、国家知識産権局は、特許審査における人工知能の役割は補助的な支援であり、それが生成した推論・結果を直接に審査意見として採用してはならないと強調した。審査実務において、審査官は「專利法」およびその実施細則、「專利審査指南」の規定に基づき、法的に客観的な審査結論を下さなければならない。

今後、国家知識産権局は審査業務における人工知能の応用をさらに模索し、審査官が発明の構想をより適切に理解し、技術分析をより迅速に行い、より正確な審査結論を下せるよう支援し、高品質で細やかな審査業務を通じて、イノベーション主体の多様なニーズに応えていく考えである。

出典：国家知識産権局

中国本土の特許快速予備審査サービスの対象が香港の出願人まで拡大

2025年6月19日、深セン知識産権保護センターは通知を発表し、6月30日より、条件を満たした香港の企業・団体が同センターで中国本土の特許快速予備審査サービスを利用できることを明らかにした。

特許快速予備審査とは、出願人が国家知識産権局に正式に出願する前に、地方の知識産権保護センターに対し、出願書類の予備審査を請求する制度を指す。予備審査に合格した場合、正式出願後は国家知識産権局の快速審査対象となるため、審査期間は大幅に短縮される。ただし、快速予備審査を利用するには、自発補正の権利の放棄や書誌事項の変更の禁止など複数の制限事項が加えられるが、予備審査方利用すれば、特許付与条件を満たす出願の大半は出願日から3か月以内に特許付与通知を受け取ることが可能である。

深セン知識産権保護センターで予備審査を請求する香港の企業・団体は、インターネット、新エネルギー、ハイエンド設備製造、またはジュエリー加工のいずれかの産業分野に属している必要がある。加えて、まず深セン知識産権保護センターの予備審査管理プラットフォームで主体登録を行い、登録成功後に初めて快速予備審査申請を提出することができるようになる。注意すべき点として、中国本土に常居所または営業場所を持たない香港の出願人は、国家知識産権局が認可した特許代理機関に登録およびその後の予備審査手続きを委託しなければならな

い。

中国本土での特許出願審査の迅速化を希望する香港の出願人は、予備審査方式に加え、国家知識産権局に特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway、略称PPH)を請求するか、深セン知識産権保護センターで優先審査を請求することも可能である。

出典：深セン知識産権保護センター

国家知識産権局が「商標登録出願快速審査弁法」を改正

2025年7月7日、国家知識産権局は改正後の「商標登録出願快速審査弁法」(以下「本弁法」という)を公布し、正式に施行した。本弁法は、快速審査を請求できる状況、満たすべき条件、提出必要な書類、快速審査の期間、快速審査を中止する状況などについて詳細に規定している。

国家知識産権局は2022年1月14日に「商標登録出願快速審査弁法(試行)」を公布しており、この度、改正後の本弁法では、以前の試行弁法で規定されていた快速審査請求が可能な4つの事由を以下の5つに拡充した。

- 1.商業宇宙、低空経済、深海技術など、国家発展上の戦略的新興産業およびバイオ製造、量子技術、身体性知能、6Gなどの未来産業に関わり、かつ商標専用権の取得が急務である場合。
- 2.国家または省級の重要プロジェクト、重要事業、重要技術インフラ、重要大会、重要展

示会、重要文化遺産などの標識に関わり、かつ商標保護が緊急性を帯びている場合。

3. 省級政府が推進する現代化産業システム、新たな質の生産力の発展を軸とした産業チェーンに関わり、かつ商標がすでに使用されている場合。

4. 非常に重大な自然災害、非常に重大な事故災害、非常に重大な公共衛生事件、非常に重大な社会安全事件などの突発的な公共事件発生期間中に、当該突発的公共事件への対応に直接関連する場合。

5. 経済社会の高品質な発展に資し、「知的財産権強国建設綱要」の実施を推進するために真に必要である場合、またはその他国家利益、社会公共利益もしくは重要な地域発展戦略の維持に重要な現実的意義を有する場合。

また、改正後の本弁法第3条では、商標登録出願の快速審査を請求する条件における「文字のみで構成される」商標を、出願対象商標の標識が「文字、図形、アルファベット、数字または上記要素の組み合わせ」であってもよいと改訂した。さらに、「指定商品またはサービス項目が第2条に掲げる状況と密接に関連し、かつ「類似商品およびサービス区分表」に記載された標準名称であること」という条件を、「指定商品またはサービス項目が第2条に掲げる状況と密接に関連し、かつ国家知識産権局が公開した許容される商品およびサービス項目の名称であること」と改訂した。

現行の本弁法に基づき、国家知識産権局は快速審査を許可した商標登録出願について20営業日以内に審査を完了することとな

り、これにより審査期間が大幅に短縮され、ブランドの保護が加速されることが期待できる。

出典：国家知識産権局

「著作権事業の高品質発展の加速化に関する意見」が公布・施行

このほど、国家版権局は「著作権事業の高品質発展の加速化に関する意見」(以下「本意見」という)を公布し、2025年7月17日より施行された。本意見は全7章20条で構成され、著作権事業の4つの重点分野を明確にしている。

①立法・改正の加速：本意見では、「著作権法実施条例」、「情報ネットワーク伝達権保護条例」などの法令改正を加速させるとともに、民間文学芸術作品の著作権保護に関する措置を策定し、また、ブロックチェーンや人工知能などの新興分野に対して、著作権保護制度を整備し、デジタル経済の健全な発展に法的保障を提供することを提案している。

②社会サービスの最適化による著作権転化の促進：国は全国的な著作権登録制度の統一化・標準化を推進し、全国統一の著作権登録情報プラットフォームの構築を模索する。著作権質権融資サービスの最適化を通じて、著作権質権融資における価値評価、リスク補償、質入れ物の処分、作業メカニズムなどの顕在化した課題の解決に注力する。著作権集中管理団体に対する監督・管理を強化し、業界団体の橋渡し的役割を果たす。

③著作権保護の強化：本意見は重点分野における著作権法執行の強化を求め、映像、ネット視聴作品、ネット文学、電子商取引、検索エンジンなど侵害行為が多発する分野に焦点を当て、特別対策を実施し、重大事件の捜査・処理を展開する。また、著作権紛争の「総対総」オンライン調停連携メカニズムを整備し、ソフトウェア正規品の普及を深化させる。

④国際協力の深化：中国は著作権分野における国際ルール策定に積極的に参加し、企業の海外での権利保護を支援し、著作権の国際的な発信能力を強化する。

本意見の公布・施行は、新技術の発展に適応した著作権規則体系の構築、著作権業務の規範化・デジタル化・スマート化の推進、著作権要素と人工知能・ビッグデータなどの分野の新たな文化業態、文化企業、文化消費モデルとの融合発展を促進し、著作権の創造、活用、保護、管理、及びサービス水準の全面的な向上に極めて重要な意義を持つ。

出典：国家版権局

「民営經濟促進法」の知的財産権関連政策が順次実施へ

「中華人民共和国民営經濟促進法」の徹底的な実施に向け、国家知識産権局と最高人民法院は相次いで重要な関連政策を打ち出し、知的財産権の行政・司法保護を強化し、民営經濟のイノベーションを確実に活性化することを目指している。

「民営經濟促進法」は、中国で初めて民営經濟発展に焦点を当てた基礎的法律として、

2025年5月20日より正式に施行され、その中で複数の条項は、民営企業のイノベーション成果である知的財産権に対する保護と活用を明確に強調している。

同法の着実な実施を推進するため、国家知識産権局は2025年7月22日に「知的財産権による民営經濟発展促進の実施弁法（意見募集稿）」を公布し、8月5日まで社会からの意見を募集した。本弁法は知的財産業務の目的性及び実効性の向上に焦点を当て、民営企業の知的財産権の創造、活用、保護に対する支援措置を具体化した。本弁法は全21条で構成され、主に以下の内容をカバーしている。

①知的財産権の創造に関しては、民間経済組織が自主的なイノベーションを強化し、高品質を志向した知的財産権の先見的な配置を展開することを明確に奨励・支援し、知的財産権審査の質と効率を継続的に向上させ、民間経済組織を含むあらゆる経済組織の権利取得ニーズに積極的に対応する。

②知的財産権の保護に関しては、民間経済組織およびその経営者のイノベーション成果に対する知的財産権保護を強化し、法に従って商標権・特許権などの侵害行為を取り締まり、国家レベルの知的財産権保護センターの役割を果たし、知的財産権の迅速かつ協調的な保護を強化し、民間経済組織の知的財産権紛争の多元的な解決ルートを拡大し、涉外知的財産権保護業務を強化し、涉外知的財産権リスクの早期警戒・予防能力を向上させることを明確にしている。

③知的財産権の活用に関しては、民間経済組織が自身の特性と発展ニーズに適した知

的財産権の転化・活用戦略を採用して、自己実施、出資持分化、譲渡、ライセンス供与、質権設定などの方法により知的財産権の効率的な転化・活用を推進すること、民間経済組織がパテントプールや特許オープンソース化などの知的財産権の転化・活用協力の新モデルの構築を模索して、オープンライセンス方式を十分に活用して特許権を実施し、産業知的財産イノベーション連合体を結成すること、および民間経済組織が特許、商標など各種知的財産の組み合わせ効果を総合的に発揮して、技術イノベーションを基盤とした著名商標ブランドの構築を加速させることを奨励・支援することを明確にしている。

④知的財産権の公共サービスに関しては、知的財産権の公共サービス提供の優位性を明確に発揮し、民間経済組織に的確なサービスを提供するとともに、知的財産権公共サービスプラットフォームの機能を充実させ、民間経済組織にワンストップ式の便利なサービスを提供し、民間経済組織へのデータ開放・共有を強化することを明確にしている。

最高人民法院も8月8日に「『中華人民共和国民営經濟促進法』の徹底的な実施に関する指導意見」を発表し、5つの側面から民間経済発展を司法的に保障するための具体的な措置を提示した。

その中で、「法に基づく平等な扱いを貫き、あらゆる経済組織の公平な市場競争への参加を保障する」という側面において、本指導意見は技術イノベーションの司法保護の強化について以下のように言及している。イノベーション成果の知的財産保護を強化する

とともに、知的財産権に関する悪意ある訴訟や虚偽訴訟行為を抑制し、イノベーション・起業の法的環境を最適化する。ハイテク分野の知的財産権事件を法に基づき審理し、重要分野、中核技術などの技術イノベーション成果に対する司法保護水準を向上させる。懲罰的損害賠償の適用に関する指導意見の研究・策定を進め、裁判規則を整備し、認定基準を具体化することで、知的財産権における懲罰的損害賠償の、権利侵害行為への懲戒、権利救済の効果的実現、イノベーション創造の促進という制度的価値を確実に発揮させる。特許に関して、民事事件と行政事件が交錯する状況における「一つの事件を解決するために、別の事件が解決されるまで待つ」という問題や裁判基準の不一致問題の解決に積極的に取り組み、特許に関して、民事事件と行政事件が交錯する状況における審理手続きの連携と結果の調整を図る。国家知識産権局と連携し、事件審理の協同メカニズムを整備・強化し、特許の民事事件に関連する特許権確定行政手続きの迅速化を図り、確実な紛争解決を促進する。知的財産権の集団的権利保護事件の審理業務の統括を強化し、典型事例や規範などを通じて、全国の集団的権利保護事件の裁判基準を統一する。

出典： 国家知識産権局
最高人民法院

「標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン」の分析と評価：革新と競争のバランスを探る

パートナー 弁護士・弁理士 王 勇

デジタル経済とグローバル化の背景において、技術標準は異なる技術や製品を接続し、相互接続性と規模の経済を促進する鍵の要素となっている。しかし、これらの技術標準に採用された標準必須特許（Standard Essential Patents, SEP）はその特殊性により、特許権者が関連市場において顕著な市場支配力を獲得する可能性をもたらしている。この市場支配力が乱用されると、競争を排除・制限し、革新の活性や消費者の利益を損なう恐れがある。したがって、いかに革新の奨励（SEP権者の合法的権益の保護）と公平な競争の維持（SEP権者の市場での支配的地位の乱用防止）のバランスを取るかは、各国が独占禁止法に関して直面する共通の課題となっている。

中国は世界有数の製造業拠点および技術革新大国として、SEPに対する独占禁止規制をますます重視するようになっている。こうした背景において、国家市場監督管理総局は2024年11月4日に「標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という）を公布し、これは、SEP分野の事業者に行動指針を提供するとともに、独占禁止執行機関に執法上の参考を提供することを目的としており、中国の独占禁止執行機関が標準必須特許分野で公布した重要な規範的文書である。本稿では、本ガ

イドラインを体系的に分析し、これを基に評価を行うことで、その深層的な意味と潜在的な影響を明らかにすることを目指す。

一. 標準必須特許と独占禁止規制の理論的基盤

本ガイドラインと本稿において、SEP権者には標準必須特許権者および関連権利者が含まれ、標準必須特許権を保有する事業者または他者に標準必須特許の実施を許諾する権限を有する事業者を指す。

標準必須特許の特殊性は、技術標準との緊密な組み合わせにある。いったんある特許が強制標準に組み込まれると、当該標準を実施する製品はいずれも当該特許を使用せざるを得なくなる。この必要性は、SEP権者に通常の特許権者とは異なる市場地位を与えるとともに、独特の独占禁止上の問題をもたらしている。

標準必須特許には通常、以下の特性がある。

1. 技術的ロックイン効果（Technological Lock-in Effect）：代替不可能性とも呼ばれ、いったんある業界で特定の標準が採用されると、実施者は他の技術や標準への転換が困難となり、当該標準およびそれに含まれるSEPに「ロックイン」される。これにより、SEP権者はライセンス交渉において優位な立場を占める可能性がある。

2. パテントホールドアップ（Patent Hold-up）効果：SEP権者が標準が広く採用された後、実施者の転換コストが高額であることを利用し、許諾条件（不公平な高価格など）の受け入れを強いる行為を指す。これは「ライセンス料累積」の問題を招く可能性が高く

すなわち、製品に含まれるSEPが多く、総ライセンス料が過度に高くなり、革新や製品販売を抑制する結果をもたらす。

上記のパテントホールドアップに対し、特許のリバースホールドアップ(Patent Hold-out)も生じ得る。これは、標準実施者がSEP権者が差し止め救済を獲得し難い特性を利用し、意図的に交渉を遅延させたり、合理的なライセンス料の支払いを拒否したり、さらには無償でSEPを実施する行為を指す。この潜在的なリバースホールドアップの乱用は、SEP権者の合法的権益と革新意欲を損なう可能性がある。

SEPの上記の特殊性に関し、標準策定機関は通常、SEP権者にFRAND(Fair, Reasonable and Non-Discriminatory:公平、合理的かつ非差別的)原則に従った許諾を承諾することを要求している。ここでいう公平(Fair)とは、許諾条件が両当事者にとって公平であり、SEPのロックイン効果を利用して過剰な利益を謀らないことを要求することを指す。合理的(Reasonable)とは、ライセンス料率が合理的であるべきことを指し、通常、特許の価値、標準への貢献度、比較可能なライセンス契約などの要素が考慮される。非差別的(Non-Discriminatory)とは、条件が同一の被許諾者に対して、同一の許諾条件を提示すべきことを意味する。

しかし、FRAND原則が広く採用されているにもかかわらず、その具体的な意味合いは実務上なお不明確であり、特に「合理的」なライセンス料率の決定について、統一した算定方法がないため、交渉困難と紛争を頻繁に招いている。

二.本ガイドラインの核心的な内容の分析

本ガイドラインは全6章22条から構成され、乱用行為の認定基準を細分化するとともに、FRAND原則、善意の交渉、事前・監督の重要性を強調し、中国におけるSEP独占禁止規制の枠組みを体系的に構築している。

1. 総則と基本原則

第1章(第1条～第5条)は総則部分であり、その目的は知的財産権の保護と公平な市場競争のバランスにあることを明確にしている。関連市場の画定について、本ガイドラインは独占禁止法の一般原則を採用しつつ、SEPの特性を組み合わせて、技術市場と標準を実施する製品・サービス市場を明確に区別し、需要代替と供給代替の分析を行う必要があることを強調している。需要代替分析(消費者の視点から分析する)とは、ある商品の価格が小幅かつ持続的に上昇した場合、消費者が他の商品を購入するようになる可能性を分析することを指す。消費者が他の商品を購入するようになる可能性が高い場合、それらの商品は高い需要代替性を有し、同一の関連市場に属するとみなされる。供給代替分析(生産者の視点から分析する)とは、ある商品の価格が小幅かつ持続的に上昇した場合、他の生産者が短期間かつ低コストで生産設備や技術を調整して当該商品を生産し、市場競争に参加できるかを分析することを指す。他の生産者が迅速かつ低コストで参入できる場合、それらは強い供給代替性を有し、同一の関連市場に属するとみなされる。上記の代替分析は、SEPが有する特殊な市場支配力の源に対する深い理解を反映している。加えて、本ガイドラインは事業者に対して、独

占禁止コンプライアンス体制の強化と事前・事中監督メカニズムの構築を奨励し、予防を主とする理念を反映している。

2. 情報開示、許諾承諾および善意の交渉

本ガイドラインの第2章(第6条～第8条)は標準必須特許の情報開示、許諾承諾および善意の交渉に関する内容であり、本ガイドラインの注目ポイントの一つとして、FRAND原則の実現に対する詳細な指針を提供している。

①情報開示：標準の策定・改訂に参加する事業者に対し、自らが保有しているSEP情報を適時かつ十分に開示することを明確に要求するとともに、参加していない事業者に対し、自らが保有または把握している必須特許の開示を奨励している。開示を怠ったり、権利放棄後に依然として権利を主張する行為は、当該行為が競争を排除・制限するか否かを認定する際の重要な考慮要素となる。これにより、市場の透明性が向上し、情報の非対称性が軽減される。

②許諾承諾：FRAND原則がSEPライセンス交渉の重要な原則であることを強調し、SEP権者が特許を譲渡する場合、FRAND承諾が譲受人に対して同等の効力を有することを明確にしている。これにより、特許の譲渡を通じてFRAND承諾を回避する行為が効果的に防止される。

③善意の交渉：これは本ガイドラインの革新的要素であり、善意の交渉の手順と要求を詳細に挙げており、SEP権者が明確なオファーを提示すること、実施者が善意の意思を表明すること、両当事者がFRAND原則に従った案を提示することが含まれる。また、両当事者はともに善意の交渉義務を履行したことの

立証責任負い、実施者が交渉中に特許の必要性や有効性に対して異議を唱える権利が影響をうけてはならないことを明確にしている。これは、パテントホールドアップトリバースホールドアップの解決に向けた実践的手段を提供している。

3. 独占的協定の規制

本ガイドラインの第3章(第9条～第11条)ではSEP分野における独占的協定の判断基準を細分化しており、主に以下の内容が含まれる。

①標準策定及び実施過程における独占規制協定：正当な理由なく特定の事業者による標準策定への参加を排除する行為、競争的標準の実施を制限する行為、または特定の実施者による標準に基づく試験・認証を制限する行為等を規制している。その目的は、標準策定プロセスの開放性と競争性を保障することにある。

②パテントプール(Patent Pool)関連の独占規制協定：パテントプールとは、2つ以上の特許権者が、契約の締結や専門機関を通じて、それぞれの特許を集約し、共同で第三者に許諾するビジネス上の取り決めを指す。本ガイドラインは、パテントプールが取引コストを削減するという積極的な役割を認めつつも、競争に関する機微な情報の交換、競争的な特許のパテントプールへの組み入れ、個別ライセンスの共同制限などの潜在的な独占リスクを規制しており、これは、効率性と競争のバランスを考慮した対応を反映している。

③その他の独占規制協定：価格、数量、地域、品質の制限、および競争的技術の開発制限などの従来型の独占規制協定の種類をカバーしている。

4. 市場での支配的地位の乱用の規制

第4章（第12条～第18条）は本ガイドラインの重点かつ難点であり、SEP権者による市場での支配的地位の乱用行為について詳細に定義、分析している。

①市場での支配的地位の認定：「独占禁止法」の一般的要素に加え、特にSEP権者の関連市場におけるシェア（代替標準がない場合には市場全体を占めうる）、関連市場を支配する能力、下流市場のSEPへの依存度、特許権者がライセンス市場に参入する難易度などその他を考慮しているため、SEPの市場での支配的地位の認定をより的確に行うことができる。

②不公平な高価格ライセンス：ライセンス料が過去の比較可能なライセンス料を明らかに上回っていないか、期限切れの特許、または無効特許に対して料金を請求していないか、ライセンス料を合理的に調整しているか、重複請求していないかなど、複数の考慮要素を挙げており、「不公平な高価格」の判断に対して具体的な基準を提供している。

③許諾拒否：SEP権者がFRAND承諾を行った後、正当な理由なくライセンス取得を希望するあらゆる標準実施者に対して実施許諾を拒否してはならないことを明確にし、正当な理由の判断要素（実施者の信用不良記録、不可抗力など）を挙げている。

④抱き合わせ販売：包括ライセンスの効率性上の利点を認めつつも、正当な理由なく非SEPや必要でない製品の抱き合わせを強制する行為を規制し、業界慣行への適合性、技術的合理性、分割実施の可能性などを考慮している。

⑤その他不合理な取引条件の追加：無償に

よる逆実施許諾を事前条件とすること、強制的なクロスライセンス、実施者による特許有効性への異議申立ての制限、紛争解決手段または地域の制限、第三者との取引の制限、競争技術の開発の制限、無関係な情報提供の要求など、複数の不公平な条件を詳細に挙げている。これは、SEPライセンス交渉で生じうるあらゆる不公平な条項に対する包括的規制を反映している。

⑥差別的対応：SEP権者が正当な理由なく同一条件の標準実施者に対して差別的対応を行う行為を規制し、交渉のタイミング、市場の背景、実施者の条件、ライセンス条件が実質的に同一かどうか、差別的対応が競争に著しく不合理な影響を与えるかどうかなどの判断要素を挙げている。

⑦救済措置の乱用：これはSEP分野における独占規制の重要な課題である。本ガイドラインは、SEP権者が差し止め請求権を有するが、善意の交渉を経ずに救済措置を乱用して実施者に不公平な高価格または不合理な条件の受け入れを強制する場合、市場での支配的地位の乱用行為に該当する可能性があることを明確にしている。これは、国際的な差し止め請求救済に対する慎重な態度と一致し、「パテントホールドアップ」の発生を防止することを目的としている。

5. 事業者集中調査

事業者集中とは、2つ以上の事業者が合併、株式または資産の取得、契約の締結などの方法を通じて、他の事業者に対する支配権または決定的な影響力を取得する行為を指す。本ガイドラインの第5章（第19条～第20条）は、SEPを事業者集中審査の範囲に組み込み、SEPがカバーする製品またはサービスが

独立した事業を構成しているか、独立した営業収益を生み出しているか、SEPの許諾方式や期間などの要素を考慮している。審査においては、集中によって生じうる競争の排除・制限効果を除去または軽減するために、関連資産の売却、FRAND原則に従った許諾、抱き合わせ販売の禁止などの制限的条件を追加することができることができる。

三. 本ガイドラインの特徴と評価

本ガイドラインの策定は、中国がSEP独占禁止規制分野において重要な一步を踏み出したことを示しており、以下の顕著な特徴がある。

① FRAND原則の核心的地位の強調

本ガイドラインは、FRAND原則をSEP独占禁止規制の核心に位置付け、情報開示、許諾承諾、善意の交渉、市場での支配的地位の乱用行為の認定などの各段階に貫いている。これは世界の主要な司法管轄区域の実践と一致し、中国のSEP規制における国際的視野とFRAND原則の重要性への賛同を反映している。FRAND承諾の拘束力およびその譲受人への伝達性を明確にすることで、潜在的な抜け穴を効果的に塞いでいる。

② 亂用行為の認定基準の細分化と実効性の向上

本ガイドラインは、不公平な高価格、許諾拒否、抱き合わせ販売、不公平な取引条件の付加、差別的対応および救済措置の乱用などの市場での支配的地位の乱用行為について、多数の具体的な考慮要素を挙げている。このような細分化は、執行機関による行為認定の正確性と一貫性を高めるとともに、事業者に対してより明確な行動指針を提供し、コンプライアンスリスクを低減するのに役立つ。

つ。特に「善意の交渉」手続きに関する詳細な規定は、SEP許諾の紛争解決に重要な実践的指針を提供し、訴訟の減少と協議による紛争解決を促進するのに役立つ。

③ 事前・事中監督とコンプライアンス構築の強調

本ガイドラインは、事業者による独占禁止コンプライアンスの構築の強化を奨励するとともに、執行機関が注意喚起・督促、面談による是正などの方法を通じた事前・事中監督を許可している。これは、中国の独占禁止執行が「事後処罰」から「事前予防」および「事中介入」へと転換することを反映し、独占行為が発生する前の介入によって社会的危害を軽減し、市場の健全な発展を促進するのに役立つ。

④ 知的財産権保護と競争秩序維持のバランス

本ガイドラインは複数の条項において、「知的財産権の保護と公平な市場競争の維持を両立させる」とこと、および「標準必須特許権者と標準実施者の利益を均衡させる」とことを繰り返し強調している。例えば、許諾拒否の規制においては実施者の信用不良記録などの正当な理由を挙げ、抱き合わせ販売の規制においても包括ライセンスの効率性上の利点を認めている。このような均衡理念が一貫して貫かれており、過度な規制による革新の抑制を回避するとともに、独占行為を効果的に抑制することを目指している。

⑤ 国際的実践との連携と中国の特徴

本ガイドラインは、FRAND原則の運用や差し止め請求救済への慎重な態度など、SEP独占禁止規制分野における国際的な成熟した経験を参考にしている。同時に、パテント

プールの規制、事前・事中監督の強調など、中国市場の実情や執行実務と組み合わせ、中国の特徴を反映している。

四. 本ガイドラインの潜在的影響と課題

筆者は、本ガイドラインの策定が市場主体の行為に対して以下の効果をもたらすと考えている。第一に、FRAND原則に従ったライセンス交渉の規範化を促進する。善意の交渉に関する詳細な指針は、SEP権者と実施者のライセンス交渉での行動をより規範的にし、透明性を高め、情報の非対称性を軽減し、交渉効率を向上させる。第二に、パテントホールドアップのリスクを低下させる。不公平な高価格、許諾拒否、差し止め請求の乱用に対する規制は、SEP権者がロックイン効果を利用したパテントホールドアップを抑制し、標準実施者のコストを削減するとともに、革新と製品普及を促す。第三に、独占禁止法コンプライアンス意識の向上につながる。明確な指針は、SEP権者、標準策定機関、およびパテントプール管理運営者に対して、独占リスクを未然に防止するように、内部の独占禁止法コンプライアンス体制の強化を促す。

SEP事件は通常、複雑な法的・技術的问题を伴うため、本ガイドラインの専門性は、法執行担当者がこのような課題をより良く理解し、対応するのに役立つ。法執行実務の観点から見ると、本ガイドラインの公布は明確な法執行根拠を提供し、独占禁止法執行機関に対して、SEP分野においてより具体的かつ実践的な根拠と分析の枠組みを提供することで、法執行の効率性と一貫性を高める。また、法執行の透明性を促進でき、詳細な考慮要素と分析方法は、法執行機関が事件を処理する際の透明性を高め、裁量権の乱用

を減らし、法執行の予見性を高めるのに役立つ。

しかし、本ガイドラインは、リバースホールドアップのリスクを増大させる可能性もある。本ガイドラインは実施者の善意の交渉義務を強調している一方で、FRAND原則に従ったライセンス料率の定量化に関する基準が不明確であること、および差し止め救済の制限が、ある程度実施者がリバースホールドアップを行う動機を高める恐れがある。パテントホールドアップとリバースホールドアップの効果的なバランスをいかに図るかは、依然として実務上の課題である。

総括すると、本ガイドラインの公布は中国の知的財産権分野における独占禁止規制体系を補完し、標準必須特許関連の独占禁止の分析原則および規制手法を明確にし、SEP事件の解決に向けた実践的な指針と規範を提供しているが、多くのSEP権者および実施者が長年直面してきたすべての課題を解決したわけではなく、今後の同様の事件では依然として以下の課題に直面する可能性がある。

①FRAND原則に従ったライセンス料率の定量化課題：本ガイドラインは不公平な高価格を判断する考慮要素を示しているものの、FRAND原則に従ったライセンス料率の定量化は依然として世界共通の課題である。今後の法執行実務において、合理的なライセンス料率を具体的に決定するには、経験の蓄積と手法の探求が依然として必要である。

②「善意の交渉」の認定の複雑性：善意の交渉は主觀的意図に関わり、複雑な交渉プロセスを伴うため、両当事者が善意の交渉義務を果たしたか否かの効果的な立証と認定

は、法執行・司法実務上の課題となる。

③本ガイドラインの非強制性と実効的拘束力：本ガイドライン自体に強制力はなく、その効力は主に事業者への参考情報の提供および法執行機関への指導として反映される。非強制的な枠組みの下でいかに市場行動を効果的に導くかは、実務においてその影響力を観察する必要がある。

まとめ

「標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン」は、中国におけるSEP独占禁止規制分野における重要なマイルストーンである。本ガイドラインは規制の枠組みを体系的に構築し、乱用行為の認定基準を細分化するとともに、FRAND原則、善意の交渉、事前・事中監督の重要性を強調している。本ガイドラインの公布は、SEP権者と実施者の市場行動を規範化し、FRAND原則に従ったライセンス交渉の円滑な進行を促進し、パテントホールドアップのリスクを低減するだけでなく、中国の独占禁止法執行機関に対してより明確な法執行の指針を提供するものである。FRAND原則に従ったライセンス料率の定量化や善意の交渉の認定などの課題は依然として存在するが、本ガイドラインは、知的財産権保護と公平な市場競争維持のバランスを図る中国の積極的な模索と重要な実践の証である。本ガイドラインの施行は、健全かつ秩序あるSEPエコシステムの構築、技術革新の活性化、最終的にはデジタル経済の持続的発展を促進する上で決定的な役割を發揮するだろう。

著者プロフィール：

王勇氏は1991年に上海華東師範大学コンピュータ科学専攻を卒業し、学士号を取得した。1994年に中国科学院計算技術研究所の修士号を、2005年に中国人民大学の法学修士号を取得した。1991年～2006年まで中国特許代理(香港)有限公司に勤め、電気学部マネージャーを務めていた。2007年1月泛華偉業知識産権代理有限公司に加入した。コンピュータハードウェア&ソフトウェア、通信技術、半導体装置及び製造技術、自動制御及び家電製品などの分野が得意である。特許出願文書の作成、審査指令の応答、再審請求、無効審判、特許行政訴訟、権利侵害訴訟、集積回路のレイアウト保護、コンピューターウェアーソフト保護などの方面に豊富な経験を持っている。

中国国家知識産権局、2024年度の商標異議・審判典型案例事例を発表(下)

(前号に続く)

4. 第71667779号「觀淮」商標異議事件

【事案の概要】

異議申立人: ○○新聞社

異議申立対象者: 安徽○○発展集團有限公司

申立人の主な理由: 異議申立対象者の行為は、不正な手段により一定の影響力を有する申立人の商標の先取り登録に該当し、「商標法」第32条の規定に違反している。異議申立対象者は規定期間内に答弁しなかった。

審査の結果、商標局は以下のように判断した。異議申立対象商標はニュース配信、電子配信の通信社サービスなどのサービスに指定使用されている。異議申立人が提出した証拠は、異議申立対象商標の登録出願日以前に、「觀淮」が異議申立人のアプリ名として複数のアーリストアで公開され、すでに高い知名度を有していたことを証明できる。異議申立対象商標は、異議申立人が先行使用した「觀淮」の文字構成と同一であり、その指定使用サービスは異議申立人が先行提供したサービスと類似しており、異議申立対象者による異議申立対象商標の登録出願行為は、不正な手段により他社が先行使用し、一定の影響力を有する商標を先取り登録する行為に該当し、「商標法」第32条の規定に違反している。よって、異議申立対象商標の登録を認めない。

【典型的意義】

本事件は、デジタル経済下におけるニュースアプリ名称保護の典型案例である。ニュ

ーメディアの名称は高い社会経済的価値を有し、特に政府のニューメディアは行政機能と民生機能を兼ね備え、政府の公信力の象徴である。本事件では、アプリ自体の伝播・拡散特性を十分に考慮した上で、商標の不正な先取り登録行為を正確に認定し、主流メディアのイメージとユーザー権益を効果的に保護するとともに、政府系ニューメディアプラットフォームの健全な発展を支援した。

5. 第69778265号「曉芳窯」商標異議事件

【事案の概要】

異議申立人: ○○陶芸有限公司

異議申立対象者: 馮○○

申立人の主な理由: 異議申立対象商標は、申立人が先行登録した「曉芳」「曉芳窯」などの商標と類似し、「商標法」第30条の規定に違反している。

審査の結果、商標局は以下のように判断した。異議申立対象商標「曉芳窯」は第40類の陶器焼成などのサービスなどのサービスに指定使用されている。異議申立人が引用した先行登録商標第7746889号「曉芳」、第7746890号「曉芳窯」などは、第21類の急須、茶碗などの商品に指定使用されている。提出された証拠は、曉芳窯の創始者である蔡曉芳氏は数十年以上にわたり古陶器の焼成に従事し、宣伝使用を経て、「曉芳窯」商標は陶磁器分野において高い知名度を有していることを証明できる。両商標が指定使用される商品・サービスは、機能用途、内容特性などの面で関連性が高く、類似商品・サービスに該当する。両商標は文字構成、発音などで類似しており、類似商品・サービスに使用される類似商標に該当する。よって、異議申立対象商標の登録を認めない。

【典型的意義】

本事件は、「類似商品およびサービス区分表」に記載された類似関係を適切に突破し、市場における混同・誤認を防止した典型事例である。本事件では、異議申立人の「曉芳窯」商標の陶磁器分野における影響力や文化的な継承などの要素を重点的に考慮し、「曉芳窯」商標に法的保護を与えたことで、商標権者の正当な権利を効果的に維持するとともに、中国の優秀な伝統文化の発揚を積極的に推進する役割を果たした。

6. 第74447834号「BRTV北京時間」商標拒絶査定復審事件

請求人：北京〇〇テレビ局

請求人の主な理由：「BRTV北京時間」は大量の使用により高い知名度と影響力を有し、請求人と唯一対応する関係を形成しており、第二の意味と識別力を有している。「BRTV」は請求人の英文名称の略称であり、「北京時間」と組み合わせることで、請求対象商標全体が商標として登録・使用されるに足る識別力を有している。

審査の結果、商標局は以下のように判断した。請求対象商標「BRTV北京時間」全体が行政区画名「北京」とは区別され、「商標法」第10条第2項に規定される状況には該当しない。請求人が提出した証拠は、「BRTV北京時間」が長期かつ大量に使用されることで高い知名度を獲得し、請求人と唯一対応する関係を形成しており、サービスの出所を区別する役割を果たし、商標登録に必要な識別力を有しており、「商標法」第11条第1項第3号の規定に違反しないことを証明できる。よって、請求対象商標の予備審査を認める。

【典型的意義】

本事件の請求人は重要な文化宣伝および政治的世論誘導の役割を担っており、当該商標の予備審査は、請求人の文化発信および政治的世論分野における主導者としての役割を十分に肯定し、メディアブランドに対する保護と支援を反映しており、中国のメディア業界の健全な発展を促進する上で積極的な役割を果たした。審査において、請求人の商標使用状況を十分に考慮し、請求対象商標が請求人と唯一の対応関係にあると認定したことは、商標法の識別力規定に対する柔軟かつ合理的な適用を示しており、同様の事件にとって重要な参考価値を持つ。

7. 第42820164号图形商標無効審判事件

【事案の概要】

請求人：上海〇〇公司〇〇文旅支社

請求対象者：上海〇〇実業有限公司

請求人の主な理由：請求人は以下のように主張した。係争商標は請求人の有する先の権利を侵害し、かつ公衆に商品・サービスの提供者について誤認を生じやすい。加えて、請求対象者は他の著名観光地の名称と同一または類似する商標も先取り登録しており、その行為は「その他不正な手段による商標登録に該当する」。

審査の結果、商標局は以下のように判断した。係争商標は請求人がすでに著作権を有する著作物と実質的に類似しており、請求人の著作権を侵害している。請求対象者は係争著作物を剽窃しただけでなく、観光地の名称と同一または類似する複数の商標を登録しており、明らかに複製・剽窃の故意を有している。このような不正な登録行為は、関連公衆に商品・サービスの提供者について誤

認を生じるだけでなく、正常な商標登録管理秩序を乱し、公平な市場競争環境を損なうものである。

【典型的意義】

本事件では複数の法令が適用され、異なる角度から係争商標の登録を無効にすべきことを証明し、これにより、文化的遺跡の建築群の要素に基づく二次創作が著作権保護の対象となり得ることを確認し、文化資源の合法的な利用を促進するとともに、文化遺産に基づく派生創作に対して法的保障を提供した。また、本事件では「商標登録目的の正当性」という審査基準を強調し、公共資源の搾取、公衆の誤認、商標登録秩序の乱れを目的とした商標登録行為を抑制し、市場における不正競争を防止し、商標の私権と公共利益のバランスを保障した。

8. 第8223462号「童年时光」商標無効審判事件

【事案の概要】

請求人：〇〇・クラーク

請求対象者：南京〇〇生物技術有限公司

請求人の主な理由：請求対象者は請求人と販売代理関係にありながら、請求人の許可なく「童年时光」「CHILDLIFE」、「ハートマーク図形」の商標、美術作品およびドメイン名を大量に先取り登録した。加えて、請求対象者は他社の栄養補助食品ブランドも模倣しており、悪意が明らかである。

審査の結果、商標局は以下のように判断した。請求対象者およびその関係者が請求人と代理販売契約を締結する協議期間中、すでに請求人の二次販売代理店であった。請求対象者は請求人の同意を得ずに、「童年时光」の文字および図形商標を繰り返し登録し

た。双方の協力関係が破綻した後、請求対象者は「童年时光」、「inne」、「ハートマーク図形」を組み合わせるなどして、「CHILDLIFE」ブランドの評判を便乗した。加えて、請求対象者は他社の栄養補助食品ブランドも悪意をもって模倣した。よって、係争商標は2001年「商標法」第41条第1項の「その他不正な手段による商標登録」に該当する。

【典型的意義】

本事件の係争商標は知名度が高く、使用商品が特殊で市場価値も高いため、係争商標の無効審判は、代理対象者の商標を悪意をもって横取りする行為を強力に抑制し、「童年时光」商標の権利帰属を明確にし、商標権侵害と不正競争問題を根本から解決し、違法行為による利益獲得に対する商標権付与・権利確定行政機関の「ゼロ容忍」の姿勢と決意を示し、知的財産権の厳格な保護と公共利益の確保を両立させる市場保護体制の構築に對して模範的な意義を持つ。

9. 第48678713号「蓝天博科」商標無効審判事件

【事案の概要】

請求人：陳〇威

請求対象者：陳〇韶

請求人の主な理由：請求対象者は〇〇機械製造公司の法定代表者であり、請求人は同社の株主である。係争商標は同社に帰属する。請求対象者が個人名義で係争商標を先取り登録したため、第20291251号「蓝天博科」商標無効審判事件を参照し、「商標法」第15条第1項の規定を適用してその登録を無効にすべきである。

典型案例紹介

審査の結果、商標局は以下のように判断した。提出された証拠は、会社解散後に請求対象者が知的財産権資産を引き継ぎ、その後、3分の2の持分を有する株主が請求対象者の係争商標登録に同意したことを見ている。会社解散が決った後、請求対象者は「蘭天博科」商標の登録出願および使用を行った。請求人は株主声明書により上記の登録行為に異議を表明したが、当該声明書は会社解散決定日以降に作成されたものであり、かつ関係株主の持分比率の合計は2分の1に達していない。加えて、請求対象者は請求人が業務上の横領や商標の不正譲渡などの行為を行ったことを示す証拠も提出した。よって、係争商標は「商標法」第15条第1項の規定に違反していない。本事件では、請求対象者が会社の授権と過半数の株主の同意を得たことなどの証拠が新規証拠であるため、前の事件の結論とは異なる結論となった。

【典型的意義】

本事件は前の事件の結論を機械的に踏襲せず、新規証拠および提出されたその他の証拠を総合的に考慮し、当事者の利益を平等に保護した。これは事実に基づいて商標審査を行う基本原則を反映している。また、本事件では、会社の株主の合意と当事者の実際の使用行為を結びつけて商標権の帰属を確認した点で、同様の事件に対する模範と参考を提供了。

10. 第38247153号「CVF及び図」商標無効審判事件

【事案の概要】

請求人：中国〇〇科技博覧会組織委員会事務局

請求対象者：寿光市〇〇包装有限公司

請求人の主な理由：引用商標「CVF SHOUGUANG」は中国（寿光）国際野菜博覧会のロゴであり、係争商標の出願日以前より一定の影響力を有していた。係争商標は引用商標と高度に類似しており、商品とサービスには密接な関連性があるため、併存使用は関連公衆の混同・誤認を生じやすい。

審査の結果、商標局は以下のように判断した。係争商標は引用商標の顕著な識別部分と基本的に一致している。係争商標の指定使用商品である新聞、販売用陳列棚の賃貸などは、引用商標の指定使用サービスである商業または広告見本市の主催等とは、販売対象やサービス内容などの点で密接な関連性がある。また、両者は同一地域に所在し、引用商標は一定の知名度を有している。両商標が併存使用されると、混同が生じやすく、「商標法」第30条に規定される状況に該当する。

【典型的意義】

本事件では、「類似商品およびサービス区分表」の固有分類にこだわらず、商標の類似度、商品・サービスの関連性、先行ロゴの知名度、請求対象者の主觀的悪意などの要素を総合的に考慮し、区分を超えて先行商標を保護し、混同の可能性に対する全体的な判断を反映している。本事件は、全国的な農業博覧会の商業ロゴを保護した典型事例として、農業分野における知的財産権保護の具体的な実践であり、市場での混同防止という核心的な立法精神を反映するとともに、「有名ブランドの便乗行為」を効果的に抑制し、中国農業の高品質発展を支援するものである。

出典：中国知識産権報

中国特許出願の遅延審査手続き

2019年11月より、出願人は中国の発明特許および意匠特許出願について、審査遅延を請求することが可能となった。2023年12月に改正された「審査指南」では、さらに実用新案特許出願における審査遅延を請求すること、および審査遅延請求を取り下げることが可能となる規定が追加された。

遅延審査の利点には、①製品のライフサイクル、市場状況の変化、海外の同族特許出願の審査結果などに基づいて、中国での特許審査手続きを継続するかどうかを検討できること、②特許権の取得時期を特許の市場化運用に合わせより適切に調整できること、③最新の審査政策の利便性を享受する機会を得られること、④発明特許出願において複数の修正可能性を有する請求項を活用し、競合他社の関連分野における技術開発を妨害し、競合他社の市場参入の経済的コストと時間的コストを増大させられること、⑤国際標準、国家標準、業界標準などの策定過程に合わせて、請求項の保護範囲を適応的に修正し、関連標準との整合性を図る機会を得られることが含まれる。

現在、中国における特許出願の遅延審査手続きは以下の通りである。

	発明特許出願	実用新案出願	意匠出願
遅延期間	1年、2年、または3年	1年	1か月、2か月、3か月、 ……または36か月
提出時期 (1回のみ提出可能)	実体審査請求時	新規出願時	新規出願時
効果	遅延期間満了後、特許出願は順番待ちの列に登録され、審査待ち状態となる。		
官庁料	なし		
取り下げ可否	遅延期間満了前、出願人は意見陳述書を提出することで遅延審査請求を取り下げることができる。		

留意点として、出願日が2025年10月1日(当日を含む)以降の特許出願について、出願人が遅延審査、優先審査、快速予備審査、特許審査ハイウェイ(PPH)、集中審査などの特別手続きを利用する場合、XML形式で出願書類を提出する必要がある。出願人がXML形式の新規出願書類を提出しなかった場合、または後日XML形式以外の修正・置換書類を提出した場合は、関連する特別審査手続きの利用権を放棄したものとみなされる。

Panawell、北京商標協会30周年記念式典に参加し団体栄誉賞を受賞

2025年8月8日、北京商標協会30周年記念式典および商標発展大会が北京で開催されました。「手を取り合った30年、栄光を目指して再出発」をテーマとした本イベントでは、国家および北京市の関連部門の指導者、知的財産分野の専門家、他の省・市の関連協会、北京友好商会、会員企業の代表者など約500名が集まり、過去を振り返って未来を展望し、商標事業の発展の新たな展開について語り合いました。当社は北京商標協会の会員企業として、パートナーの郭広迅氏が代表団を率いて本イベントに出席しました。



同日の夜、北京商標協会は長年にわたり北京の商標発展事業および協会の発展に積極的な貢献をした団体と個人に対し、表彰状を授与しました。そこでPanawellは「ゴールド商標法律サービスチーム」および「北京商標代理機関T300 TIER 1」に栄えある選出を果たしました。



パートナーの郭広迅（写真の右から5番目）がPanawellを代表して表彰を受領



ゴールド商標法律サービスチーム表彰状

当社ニュース

2025年10月 | 季刊



北京商標代理機関T300 TIER 1表彰状

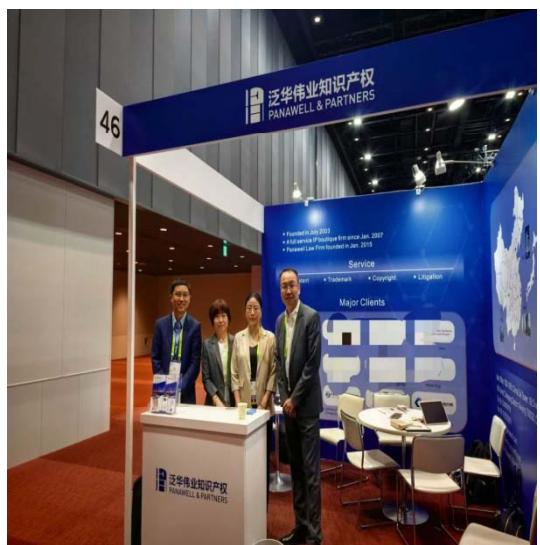
30年にわたり、北京商標協会は商標保護の推進、会員発展への支援、地域間連携の促進などにおいて輝かしい成果を上げてきました。当社はその一員としてこれに関わることができたことを光栄に思います。今後も商標分野に注力し、お客様により正確かつ効率的な知的財産権ソリューションを提供してまいります。

当社チーム、渡日し2025年AIPPI世界知的財産権大会に参加

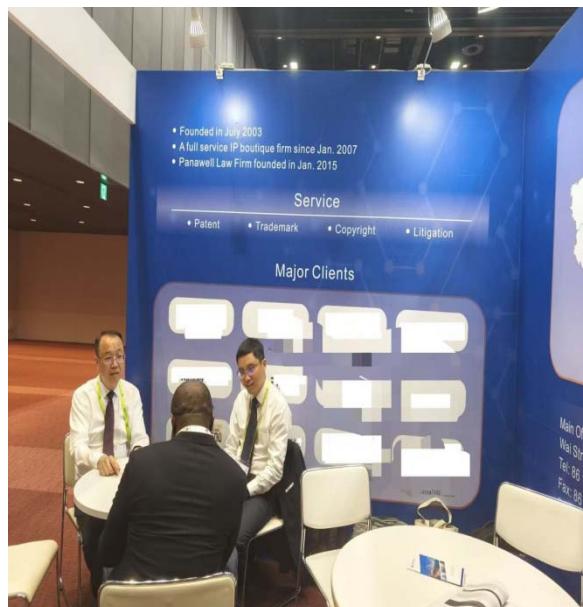
2025年世界知的財産権大会は9月13日から16日まで日本の横浜にて盛大に開催されました。当社は本大会の出展社(ブース番号46)の一つとして、パートナーの王博氏、金丹氏、および李渤弁護士、張玉静弁護士が共同で、この世界知的財産業界の年次盛会に参加しました。



国際知的財産保護協会(AIPPI)は1897年に設立され、知的財産分野で最も歴史のある国際非政府組織の一つで、本部はスイスに置かれ、現在110以上の国と地域から8000名以上の会員を擁しています。同協会が毎年開催する世界知的財産権大会は、世界の知的財産業界で規模・カバー範囲・影響力のいずれにおいてもが最大級の国際会議の一つに数えられています。今回の大会には世界各地から2700名以上の専門家が参加しました。



会議期間中、当社チームは各国の知的財産従事者や弁護士と積極的に交流を深め、国際的な協力ネットワークを拡大しました。今後も専門サービスの質を継続的に向上させ、国際交流と協力をさらに強化し、お客様により優れた包括的な知的財産ソリューションを提供することに努めてまいります。



次回のAIPPI世界知的財産権大会は2026年9月にドイツのハンブルクで開催される予定です。

北京泛華偉業知識產權代理有限公司
〒10020北京朝陽区朝陽門外大街16号
中国人寿ビル10階1002-1005室
電話 : 86-10-8525 3778
FAX : 86-10-8525 3671
Email : mail@panawell.com
Website: www.panawell.com
LinkedIn: Panawell & Partners



編集：王嵐、王珍珍、趙曉輝

訳審：王珍珍、趙垂芝、金丹

レイアウト：董順順